

公 告

令和8年度OTA掲載コンテンツプロモーション等業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年8月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 目的

県では、外国人観光客が利用するOTAへの登録支援およびプロモーションを実施することで、県内の観光コンテンツの認知拡大、販売促進の取り組みを進めている。外国人観光客が利用するOTA上に登録されている県内観光コンテンツの販売促進に向けては、本県の公式観光サイト「Discover Fukui」上に、OTA上の観光コンテンツの特設ページを制作、掲載するとともに、本県の観光コンテンツ、観光施設、宿泊施設等の魅力を訴求し、OTA上での購入促進につなげていくことが重要と考えている。

そこで、本県への訪問者数が多い台湾および香港の訪日旅行社をターゲットに、オンライン広告等を活用したプロモーションを実施し、本県の魅力発信、認知拡大および観光コンテンツの販売促進に結び付けることを目的とする。

2 企画提案書の提出を求める事項

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 業務の名称 | OTA掲載コンテンツプロモーション等業務 |
| (2) 業務の内容 | 別添「仕様書」のとおり |
| (3) 委託上限額 | 9,950,000円（消費税等諸税を含む） |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで |

3 参加資格

次の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 参加資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (6) 仕様書に記載している業務に精通し、類似の業務実績を有すること。

4 スケジュール

本募集等にかかるスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	8月20日(木)	—	—
質問票提出期限	8月27日(木)	様式4	電子メール
参加申込書提出期限	9月2日(水)	様式1、様式2	電子メール
企画提案書提出期限	9月10日(木)	様式3	電子メール
企画提案審査会	9月中旬(予定)	—	—

5 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書(様式1)
- イ 企画提案参加申込誓約書(様式2)
- ウ 事業者の会社概要、事業内容がわかる書類(様式任意)
- エ 法務局の発行する【履歴事項全部証明書】の写し(3か月以内の発行に限る)
- オ 過去2年以内の類似事業の契約書の写し

(2) 受付期間

令和8年9月2日(水) 15時まで(日本時間)

(3) 提出方法

下記(4)あてに電子メールで送付すること。なお、参加申込書を提出された事業者に対して受理した旨の電子メールをするため、提出後に連絡がない場合は電話で確認をとること。

なお、データ容量が10MBを超える場合は、下記システムを利用し提出すること。システムを利用して送付した場合もメールで連絡をすること。

【大容量ファイル受信システム】

<https://bokform.jp/Bok/pref-fukui/form/Entry?ID=bc88728b62bb4974bdc27665745891d6b6af296f8af344f48d02a7087e8165d1f6689f621e190338d9aca615d74f06f5f05a3355ddebc10feal65e6cb83dfel2>

※送信先県庁所属は「インバウンド交流課」を選択。

(4) 送付先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

6 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月4日(金) 目途に電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

7 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

提出書類	部数
企画提案書（A4サイズ※縦横は問わない。） ・企画提案書の鑑（様式3） ・提案者の概要（組織体制、事業内容等） ・企画提案内容 ※10（2）評価項目および仕様書に沿って作成。	1部
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※不課税取引（海外で発生する業務は税込表記のみ）と課税取引が分かる内訳で記載すること。 ※円建てで作成すること。為替変動による契約金額変更はしない。 ※人件費、通信費、交通費、物品費、輸送費等の活動にかかるすべての費用を含めること。	1部

(2) 提出部数

PDFデータを下記（4）あてに電子メールで提出すること。参加申込書を提出された事業者に対して受理した旨の電子メールをするため、提出後に連絡がない場合は電話で確認をとること。

なお、データ容量が10MBを超える場合は、下記システムを利用し提出すること。システムを利用して送付した場合もメールで連絡をすること。

【大容量ファイル受信システム】

<https://bokform.jp/Bok/pref-fukui/form/Entry?ID=bc88728b62bb4974bdc27665745891d6b6af296f8af344f48d02a7087e8165d1f6689f621e190338d9aca615d74f06f5f05a3355ddebcl0feal65e6cb83dfel2>

※送信先県庁所属は「インバウンド交流課」を選択。

(3) 提出期限

令和8年9月10日（木）15時（日本時間）

(4) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

8 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに電子メールで提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいししない。

9 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票（様式4）により、令和8年8月27日（木）15時（日本時間）までに電子メールで提出すること。

(2) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

(3) 回答予定日

令和8年8月31日(月) 17時(日本時間)まで

※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答日を通知する。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

10 企画提案書等の審査および結果の公表

(1) 審査方法

提出された企画提案書および見積書(以下、「企画提案書等」という。)について、次の審査を書面にて行い、契約予定者を決定する。

(2) 評価項目

業務全般	・ 事業を滞りなく進行させるための実施体制が構築されているか。 ・ 語学力や観光、誘客に関する専門知識が十分にあると認められるか。
過去の実績	・ 同種業務を行った実績があり、十分な成果を収めているか。
価格妥当性	・ 見積書の積算額が上限以下であり、経費内容が妥当であるか。また、積算額は可能な限り上限額から抑えられているか。
スケジュール	・ 年度内の事業執行にあたって、スケジュール感は適当であるか。
企画提案内容	・ 仕様書記載の業務内容を十分に理解し、営業代行設置の目的と市場の特性を踏まえた提案内容となっているか(業務内容全体)
効果測定	・ 本事業の実施効果を把握するために効果的な測定方法が示されているか。
独自提案	・ 仕様書に求める事項以外で独自の有効な提案があるか。 ※独自提案も本事業の委託経費に含めるものとする。

(3) ヒアリング

必要と認めるときは、電話またはウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 契約予定者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を契約予定者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合

イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合

ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

11 契約方法等

次の手順のとおりとする。

(1) 企画提案者は、企画提案書等を提出する。

(2) 福井県は企画提案書等の内容を審査した上で契約予定者を決定する。

(3) 契約予定者と福井県との間で、企画提案書等を踏まえて委託内容や経費等について再度調整を行う。

(4) 契約予定者は、(3)の調整結果に基づき、福井県が指定する期日までに契約に向けた見積書を提出する。

(5) 見積書の内容を精査の上、福井県と契約予定者間で随意契約により契約を締結する。

1 2 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3) 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

1 3 その他

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 参加に際して必要となる経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 書類等の作成および契約に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。なお、為替変動による契約金額の変更は行わない。
- (4) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡し、書面にて申し出ること。

1 4 本件の問合せ先

〒910-0005

福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下

電話：0776-20-0699

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

1 5 様式等の掲載

福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/otapromotion.html>) からダウンロードすることができる。